

旅費請求書

年 月 日

堺市長 殿

請求者

所属		役職	
職員番号		氏名	
備考			

注意

- 1 堺市職員等の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定による旅費を請求する際は、次の内容を備考欄に記載すること。
 - (1) 請求者が遺族である場合 請求者の住所及び職員との続柄並びに職員の所属、役職、職員番号及び氏名
 - (2) 請求者が職員である場合 死亡者の氏名及び請求者との続柄
- 2 条例第3条第6項の規定による旅費を請求する際の請求者が遺族である場合は、請求者の住所及び職員との続柄並びに職員の所属、役職、職員番号及び氏名を備考欄に記載すること。
- 3 職員番号の欄は、請求者が職員である場合に記載すること。

下記のとおり旅費を請求します。

記

旅行内容

旅行期間	
経路・交通手段	
用務	

請求内容

支給方法	<input type="checkbox"/> 概算払		<input type="checkbox"/> 確定払		その他の交通費	
	請求額合計	鉄道賃	船賃	航空賃	種類	金額
旅費（円）	宿泊費		包括宿泊費			
	夜数	金額	夜数	金額		
	宿泊手当		その他			
	夜数	金額				
振込先口座	金融機関名 支店名					
	口座種別					
	口座番号					
	口座名義人					
備考						

注意

- 1 条例第3条第6項に規定する旅費を請求する際は、損失に係る事由及び内容の詳細を備考欄に記載すること。
- 2 条例第3条第7項に規定する旅費を請求する際は、喪失に係る事由及び内容の詳細を備考欄に記載すること。